

名古屋市上下水道局告示第22号

指定公金事務取扱者への給水料及び下水道使用料の収納事務の一部委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき給水料及び下水道使用料の収納事務の一部を委託することとしたので、同条第2項に定めるところにより告示する。

令和6年12月25日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

| 名称                | 主たる事務所の所在地              |
|-------------------|-------------------------|
| 株式会社しんきん情報サービス    | 東京都港区港南1丁目8番27号 日新ビル12階 |
| 株式会社セブン・イレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町8番地8          |
| 株式会社ファミリーマート      | 東京都港区芝浦三丁目1番21号         |
| 株式会社ポプラ           | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番1  |
| ミニストップ株式会社        | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1      |
| 山崎製パン株式会社         | 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号      |
| 株式会社ローソン          | 東京都品川区大崎1丁目11番2号        |

- 2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入
  - (1) 名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号。以下「給水条例」という。）第23条に定める給水料
  - (2) 名古屋市及び給水条例第1条各号に掲げる区域における公共下水道の使用料
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日  
令和6年12月20日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日  
令和6年12月20日

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
（地方公営企業法第33条の2の規定に基づく私人への水道料金及び下水道使用料収納事務の一部委託について等の廃止）
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
  - (1) 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく私人への水道料金及び下水道使用料収納事務の一部委託について（平成12年名古屋市上下水道局告示第8号）
  - (2) 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく私人への水道料金及び下水道使用料収納事務の一部委託について（平成14年名古屋市上下水道局告示第14号）
  - (3) 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく私人への水道料金及び下水道使用料収納事務の一部委託について（平成16年名古屋市上下水道局告示第4号）
  - (4) 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく私人への水道料金及び下水道使用料収納事務の一部委託について（平成16年名古屋市上下水道局告示第12号）

- (5) 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく私人への水道料金及び下水道使用料収納事務の一部委託について（平成25年名古屋市上下水道局告示第10号）
- (6) 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく私人への水道料金及び下水道使用料収納事務の一部委託について（平成27年名古屋市上下水道局告示第4号）
- (7) 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく私人への水道料金及び下水道使用料収納事務の一部委託について（平成30年名古屋市上下水道局告示第5号）